



平成 19 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 アウンコンサルティング株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 信 太 明
(コード番号 2459 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長
羽 場 聖 剛
T E L 0 3 - 3 2 3 9 - 2 7 2 7

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 2 日開催の取締役会において、株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 6,600 株
- (2) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により売出価格決定日（平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 14 日（水）までのいずれかの日。以下「売出価格決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。）
- (3) 売 出 人 お よ び 信 太 明 6,400 株
売 出 株 式 数 棚 橋 繁 行 60 株
中 谷 正 史 80 株
渡 辺 紀 章 60 株
- (4) 売 出 方 法 三菱UFJ証券株式会社、みずほ証券株式会社、新光証券株式会社、マネックス証券株式会社およびJPモルガン証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受させる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定しており、売出価格決定日に決定する。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格決定日の 7 営業日後を予定しており、売出価格決定日に決定する。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 前記各号については、平成 19 年 3 月 2 日に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出している。
- (10) 売出価格、その他売出しに関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記[ご参考] 2. を参照）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 600 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (2) 売 出 価 格 未定（引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (3) 売 出 人 お よ び 三 菱 U F J 証 券 株 式 会 社 600 株
売 出 株 式 数
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、三菱UFJ証券株式会社から600株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1株
- (9) 前記各号については、平成19年3月2日に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出している。
- (10) 売出価格、その他売出しに関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。

[ご参考]

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの引受人である三菱UFJ証券株式会社が当社株主から600株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は600株を上限としており、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UFJ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として上記当社株主から付与される予定であります。

また、三菱UFJ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式を減じた株式数について、三菱UFJ証券株式会社はグリーンシューオプションを行使する予定であります。

以 上

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。